

1. 平成24年第6回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成24年12月21日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第175号 郡上市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第176号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第177号 郡上市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第178号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第179号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 日程7 議案第180号 郡上市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程8 議案第181号 郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 日程9 議案第182号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第191号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程11 陳情第2号 国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実に関する意見書の採択を求める陳情書
- 日程12 議発第14号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程13 報告第18号 専決処分の報告について
- 日程14 議報告第12号 諸般の報告について
- 日程15 議報告第13号 中間報告について（総務常任委員会の中間報告）
- 日程16 議報告第14号 中間報告について（議会運営委員会、議会だより編集特別委員会の視察研修報告）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程16まで

- 日程17 議発第15号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議発第16号 郡上市議会会議規則の全部改正について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健 康 福 祉 部 長	布 田 孝 文
農 林 水 産 部 長	野 田 秀 幸	商 工 観 光 部 長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環 境 水 道 部 長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会 計 管 理 者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	猪 島 敦
国 保 白 鳥 病 院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	池 場 康 晴	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長	丸 井 秀 樹
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。

議員の皆様には12月6日開会以来、それぞれの出務、御苦労さまでございます。いよいよ本日最終日を迎えることになりました。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、5番 兼山悌孝君、6番 野田龍雄君を指名いたします。よろしく申し上げます。

◎議案第175号から議案第182号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程2、議案第175号 郡上市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてから、日程9、議案第182号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例についてまでの8件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました8件は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

それでは、各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） おはようございます。そういたしましたら総務常任委員会の報告を行います。

12月6日開催の平成24年第6回郡上市議会定例会において審査を付託されました、条例関係3件について、12月14日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例関係。

議案第175号 郡上市暴力団排除条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び秘書広報課長から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の条項を改める改正であるとの説明を受けました。

委員から、地区の祭りや運動会なども同様の対応が必要かとの質問があり、敷地内で出店される場合は主催者の対応をお願いしたいが、路上に出店する場合は警察への申請手続で情報が得られるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第176号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないこと、及び規則において50歳台後半層の高位の号給から昇格した場合は、給料月額を増加額を縮減することを本年の人事院勧告に準拠して改正するものであるとの説明を受けました。

委員からは、昇給制度の変遷について質問があり、合併当時は55歳を超える職員は昇給しないことになっていたが、平成18年の給与構造改革により、給料体系全体を圧縮した上で55歳以上の昇給運用を行うこととなった。今般の改正をもって50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える制度とするとの説明がありました。

委員からは、成績評価システムは昇給等に反映されているかとの質問があり、個別に設定した業務目標に対する成果を評価する役割達成度評価にあつては6月の賞与に、職務の実績及び能力を評価する職務行動評価にあつては12月の賞与及び定期昇給に反映させているとの説明がありました。

また委員から、昇給基準についての質問があり、管理職層、中間層、初任層の3区分があり、管理職層で勤務成績が極めて良好は10%以内、特に良好は30%以内、中間層は極めて良好が5%以内、特に良好が20%以内、初任者層は極めて良好及び特に良好が20%以内とする国の基準を参考にした市の基準を定めて運用しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第177号 郡上市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、普通財産の譲与または減額譲渡について、ポツダム政令以前から町内会等が管理している土地における認可地縁団体への譲与と、市有地の売り払いにおいて、最初の入札日から2年を経過した場合は、議会の議決を要しないで、最低売却価格を20%の範囲内で減額できるようにすることが主な改正であるとの説明を受けました。

委員から、現在、町内会等の名義のままになっている土地はどれだけあるのかとの質問があり、山林がほとんどを占めているが、宅地や原野、雑種地など全体で806筆あり、面積は393万6,872.16平方メートルであるとの説明がありました。

委員から、地縁団体に譲渡したときの固定資産税等の税金の取り扱いについて質問があり、地縁団体には減免措置があるが、木材の販売等の収益事業を行った場合は課税対象になるとの説明がありました。

また委員からは、最低売却価格を20%の範囲内で減額することになると、その範囲内での価格交

渉はできるのかとの質問があり、原則的には入札で行うため個々に価格交渉するケースは少ないと思われる。最初の入札から2年たっても売却できないものについて、最低売却価格を下げても売却していきたいためであるが、議会の議決を要しないで減額できる範囲を20%に定めることで、執行部の裁量権を限定的なものにしているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

平成24年12月21日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございました。

続きまして、産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

12月6日開催の平成24年第6回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例関係4件について、12月17日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

条例関係。

議案第178号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による土地改良法の一部改正に伴い、引用する法律の条項を改めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑なく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第179号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について。

環境水道部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格の基準を整備するための条例を定めるものとの説明を受けました。

委員から、実務経験年数の資格基準が、簡易水道事業については水道事業の2分の1とされている。同じ水道施設で安心・安全という観点からは上水道と違いがないように思われるが、安全基準等は満たされているのかとの質問があり、水道法では上水道は何十万人規模以上の施設も想定しているため基準が厳しくなっている。簡易水道についてはライフラインを守る観点からも2分の1としても問題はないと判断し、準則どおりの基準としたとの説明がありました。

また、資格基準等を制定することによる郡上市への影響について質問があり、布設工事監督者について、学歴・経験年数等を有する職員が必要という点において影響が出てくるが、今年度については該当職員が3名おり、今後も必要経験年数など考慮して人事異動することで対応できるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第180号 郡上市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について。

環境水道部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準を整備するため条例を定めるとの説明を受けました。

特段の質疑なく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることと決定をいたしました。

議案第181号 郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について。

環境水道部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格の基準を整備するため条例を定めるとの説明を受けました。

委員から、技術管理者は各施設に何人置く必要があるのかとの質問があり、各施設1人置く必要がある。今でも技術管理者の設置は法令で定められており、該当職員を配置しているとの説明がありました。

また、現在は各施設とも10年以上の経験者が技術管理者を務めているとのことであるが、大学卒業など資格を持って採用されている職員はいないのかとの質問があり、合併後そうした職員の採用はない。現状は北部クリーンセンターで3人、郡上クリーンセンターで4人、環境衛生センターで4人の技術管理者の要件を満たしている職員がいるのでその中で運用していきたいが、専門職としての能力を持った職員を育てていくことが必要と考えているとの説明を受けました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について御報告といたします。

平成24年12月21日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

以上です。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） おはようございます。それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

12月6日開催の平成24年第6回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例関係1件について、12月13日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

1、条例関係でございます。

議案第182号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、八幡公民館の位置を旧八幡保健センターへ移転することにより改めることと、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会委員について、現在条例事項とされている定数と任期に加えて委嘱基準を整備するための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、家庭教育の向上に資する活動を行う者について質問があり、現在の社会教育委員も同じ基準で委嘱されているが、主にPTA関係者を委嘱しているとの説明がありました。また、社会教育委員について質問があり、経過措置により社会教育委員と公民館運営審議会委員を現任期が終了するまでは引き続き兼ねることになるが、次期からは本基準により委嘱することになるとの説明がありました。委員から、今後の旧公民館施設について質問があり、解体する予定であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

平成24年12月21日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第175号 郡上市暴力団排除条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第175号は原案のとおり可とすることに

決定いたしました。

議案第176号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 1点お伺いします。済みません、2点ですね。

この報告の2ページの4行目からございます、個別に設定した業務目標、またその後ろにあります役割達成度評価、これはどなたが設定をするのか、具体的にお伺いをいたしたいと思います。

なお、もう一点ですけれども、昇給の基準ですけれども、管理職層が極めて良好は10%、そして特に良好は30%、また中間層は極めて良好は5%、特に良好は20%、また初任者層は各20%以内というふうになっておりますが、これ国の基準を参考ということですが、どのような、どうしてこのように差があるのか、その内容について御説明をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 8番、総務委員長 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 昇給の決定するあれですが、一応副市長を長に、あと各部長も含めて、部下の中から上がってくるものをいろいろと精査をしながら決められるという説明があったと思いますが、細部については市長公室長の方からお願いしたいと思っておりますし、それから次の国のパーセントの関係、このことについては委員会としては質疑が出ておりませんので、細かいことがあれば説明をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 執行部の説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問ですけれども、現在、郡上市におきましては、評価制度を2種類、運用をしております。年度初めにおきましては、市の方針、部の方針、課の方針というもののもとに、職務分担された職員が自分の職務分担をどのように、よりよく成果を導き出すかと、そういうことについて、自分としては、こういうことで特に取り組みたいとか、あるいは自分の職務の中で、新たにこういう視点を加えて取り組んでいきたいとか、こういうものを年度初めに設定をさせます。

平均的には、そういう目標というものは個人で4件ぐらい、多い人で5件ぐらい、それを職場の上司であります管理職、あるいは監督職が面談を持って、それを設定する機会を持っております。それを中間的には、その進捗状況も面談で御相談をしながら、そういうものを1年、じゃあどういう成果がその目標について見えたかということについて、1年、終わった段階で評価をします。

職層としては、一般の職員であれば監督職、係長、課長補佐が見ます。そしてさらにそれを第1評価者、第2評価者は課長が行います。それから、それを部長が調整をして、そしてさらに最終確認ということで副市長の評定が入ると、こういう構造になっております。

それからもう一つの評価制度は、職務行動評価ということで、10月の1日に始まって9月末までと、こういう期間の中で、職員がどのような職務を実際行動し、そして誠実にやり、成果を導いたかということで、これは目標ということとは別に、上司から見た評価という形で行うというものがあります。

いずれにしても、この2種類がありまして、6月の賞与につきましては、職務行動評価という、春、評価が確定するものを反映をさせると。それから、12月の賞与につきましては、この前年、前の9月までの、済みません、先ほどの春は目標管理のほう、それが今言っておりますのは、役割達成度評価という言い方をしております。それから、もう一つが職務行動評価というのが、9月までの分が11月ぐらいまでに固まりますので、それを12月に反映をさせると、こういうふうな仕組みになっておるわけです。

いずれの場合も、その目の評価の仕方につきまして、非常にこれそれぞれの見方がありますので、それをできるだけ一つの同じ目で見れるように、昨年の場合も評価する者の研修を専門の講師を招いて、あるいはグループのいろんな研修も行いながら、こういう場合の評価の仕方は、この点数になるというふうな、調整のようなこともしながら、そしてさらに第1評価者、第2評価者、調整者と、そして評定ということで、そんなような仕組みで行っているわけでありまして。

今般の特昇につきましても、この職務行動評価が基準となって、そこに特昇に反映をされていくという仕組みであります。

それで、評価はA、B、C、D、Eと仮にあるとすると、相対評価ではないんですけども、Aに分布する職員は、大体5%以内になるであろうと。必ずそういうことではないんですけども、点数で行くんですけども、おおむねの目安としては、そういうものがあって、そういうふうな割合の中で分布をしていくと。

それともう一つは、絶対評価のほうも見ておりますので、主にC以降については実数で捉えております。両方加味するのは上のほうですけども、そういうふうなものが実は特昇の場合ですと、今4号が平均ですので、6号上がる、8号上がる、4号に対して2号しか上がらない、1号しか上がらないと、こういうことになって突合するわけですけども、そういうものを当てはめたときに、先ほど御指摘のあったような分布、職員分布というのは、一定出てくるということでありまして、そんなふうな仕組みで現在やらせていただいております。

なお、国の基準は、ラスパイレス指数におきましても、郡上市は地域の経済情勢に基づきながら、あるいは郡上市の、極めて現在、実質公債費比率が高い、こういう財政状況を勘案をしまして、国の給与を100としますと91.7とか、現在、国は相当財源のために圧縮してみえますので、国自体がすごく下がっておりますが、それにおいても郡上市は今100を切っております。

そういう状況の地域的な、あるいは郡上市としての財政状況を勘案した形での圧縮といえますか、

基準を郡上市独自に持っておりますので、国のこうした基準を参考にしながら、市としての基準をつくらせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） こうしたシステムを導入することによりまして、職員間でのそういった不満とか、言えなくてもそうした不満、不平不満というものが生じてくることもあるんじゃないかなということを思います。幾ら研修、評価の研修をしたとしても、やはり人ですから、こうした情とか、またそうした感情、先入観といったものが、少なからずあると思います。

ましてや目標が自己設定のため、管理職から見ると、要は仕事量が多い、少ない、あなたは何々係ですと言われたとき、その係には職務は少ない場合も、そうじゃない場合もある。係長さんの手伝いも要る仕事もあるという中で、必ずしも一生懸命やっても、能力上がってない。能力があつて、すぐ済んでしまって、あと遊んでおると、例えば、そういう場合の評価というもの、非常に僕は難しいものだと思います。ましてや公務員でありますから、誰でもが平等ということをおもいます。

かつて昔の職場であれば、例えば自分の同僚の中で、あれは仕事ができる、できん、自分での評価を持つてると思うんですね、職員は。そのときに、あれはやらんけど、俺は、自分は真剣にやるんやという、そこを全く、そしてその子のことをまた補ってやろうとか、全くそういった違う、給料云々じゃないモチベーションというものが湧いてきて、そして奉公するのが市の職員、公務員の精神だろうと私、思うんですけども、そのあたりからして、差があつたとしても、その職務、郡上市全体として、それがしっかりと遂行していける場合ということも考えると、こうしたことは余りよくないような気もするんですけども、それについて、そういった現状がどうかということもお伺いしたいことと、あと私、後段聞きました管理職、中間層、また初任者層でパーセントがなぜ違うのかということをお伺いしたいということです。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） まず1点目の評価制度は、本当に平等、あるいは職員のモチベーションを上げることにつながっておるかといった御指摘でございますけれども、もちろん今ほどお話がございましたように、その職務においては、例えば単純的に、事務的に、毎日、毎日こなしていけるものと、いわゆる企画的に、あるいは自分たちの目標設定して大きな目標立てる部署がありますので、それらのことは全て勘案しております。

ですから、先ほど話が出ておりましたように、2人がチェックをすると、評価をして、最終的に調整者がその上司の、あるいは監督者、あるいは上司の評価がどうなつとるんだということを見ながら調整をして、なおかつ全てのものを今度各課、各部の者も一覧にしまして調整をします。

今ほど話がありましたように、努力しておるんでないとか、どうのこうのということをおっしゃると、これが一番大事なことで自己評価もさせます。自分の評価としてどうやったと自己評価も出して、なおかつ上司も出してということですので、一番大事なことは、目標設定のときに、上司がその職員とよく話し合っ、ことしの目標はこういう形にしたらどうやとか、この目標では、例えば非常に難易の高いもの、中間、普通のもの、それから割と易しいものというような区分もつけております。そういったものを見ながら評価をしていくと。

ですが、これが全て100%正しいかと言われれば、それはいろんな意味で、先ほど言いましたように、ある部署においては、間違えずに行うことが最も求められる職務であるところもありましょし、それではなしに、どんどん改善改革をしていくという部署もあります。

そういったことも勘案しながらやっていくということでございますので、当然これは評価する上司の能力アップにもつながるということでございますので、こういったものを取り入れながら、いわゆる平等化、あるいは職員の評価、あるいは職務に対する気持ちというものを上げていきたいということでやっておりまして、全てが、こういった評価制度が全てにおいて100%正しいかと言われると、その辺は毎年、毎年工夫を重ねながら、あるいは項目の見直しも行いながらやっておるということでございますので、かつて試行して、試行の後に本採用しておるわけですけれども、まだまだ改善するところはあるかもしれませんけれども、こういったことを多くの職員の中でやっていくには、見える形で出していく必要があるだろうと。ですから、当然職員の中でおかしいと思われるような職員は、開示も求めることもできますし、その説明も受けることができるようになっておりますので、そういった点での気配りをしておるつもりでございます。

先ほどの国の基準というのは、先ほど室長のほうからお話ございましたように、標準的な区分で出しておるわけですけれども、ここに出してあります100%は、あくまで国の基準です。ですから、この国の基準によって、市のほうもその中での移動をしております。パーセント以内ですので、その中で行っておるということが1点と、それからどうしても管理職へ行きますと、高い点数がついてくることもあります。それなりの管理職として上ってきてる職員ですので、そういったこともありますので、その区分、分布を見ながら出すと。

なおかつ、その以内の中で、かつ今の評価の点数を入れて、上の方はそこで足切りする、下の場合については、そのパーセントに当てはめていくというような形でやっておるということでございまして、かつての給料が1号級上がるのが、今は4区分されておりまして、4等分されておって、一番優秀なのは8、その次が6、標準ですと4というような形で、級によって昇給金額も大きく変わりますので、何とも一概には言えませんけれども、そういう区分表示になっておるということでございますのでお願いします。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 再々質問させていただきます。

今モチベーションの話も出ましたけれども、モチベーション、もちろんある方も見えるでしょう。そしてモチベーションを給与に反映することなく、言葉でモチベーション上げる方法もあるでしょう。また、その逆にモチベーションが下がる職員も、その中にいるでしょう。

郡上市の職務としては、トータル的で、トータル的に郡上市がどうあったかという、トータルで実績というものは、郡上市の実績というものは評価されるものであって、各おのおのの少人数の本当に人の目の届かないようなところで係長、普通の吏員でやってみえるところがあるかもしれません。そういうところも本当にしっかりしているのかなということを思いますけれども、市長さんにお伺いをいたしますが、そうしたモチベーションが上がる方、そして下がる方も見える。その中で、本来はトータルとして、郡上市として、そうした職務が90点、80点、100点できたんだという、そういうふうな見方もあるとは思うんですけども、議案に反対するわけでございませませんが、御意見をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 職員のいろいろと挙げてくれた、設定した目標、それに対する評価、あるいは職務行動に対する評価ということ、今そういう評価をやっているわけですが、個々の職員が市政というものを、市の行政を推進してくれてるわけですから、その全体が市の全体として、行政として上げている成果というものに結びついているのではないかというふうに思います。

市の行政を、施策、事務事業を評価するのは、そういう相対としての職員のそれぞれの日ごとの取り組みによって上げられるわけですが、またそういうものについては片一方で行政評価という、いろいろ事務事業が設定された目標に対して、どのように成果を上げたかという、別の側面からも評価をしているということにしております。

○議長（清水敏夫君） そのほか質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） それでは質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第176号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第177号 郡上市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) この報告の中で、委員から、現在町内会等の名義のままになっている土地はどれだけあるかというような表現がありますけども、町内会等と書いてありますので、等は何かわかりませんが、現在、町内会の名義になっているような土地が現存するのかどうかということをお聞きしたいのですが、これはあると書いてありますので、どういう形であるのか質問をしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 一応担当部の方から説明をいただきたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 執行部お願いします。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) この町内会等ということでございますが、旧の登記の名義が何々組というのは806筆ございます。これは所有としては市の所有ということになるんですが、その部分がまだ登記の名義のままになっているのは806筆あると。これは旧の何々組という形です。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) そうしますと組の登記というのは生きておるのか、おらんのかということがあるわけですが、組がなくなっておるんでなければ、そのままあっても、何もその組が支配していくということについて支障がないような気がするわけですけども、あえてこうしなければならないということは、どういう意味か、教えていただきたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) この組というのは生きてございません。そのために、今回この地縁団体を認可された場合、所有権移転が、所有権がその組、今の自治会のほうへわたるということで行うということで、現状は組ということは生きてございません。

○議長(清水敏夫君) よろしいですか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) 今、ここで聞くことではないかもしれませんが、要するに登記の名義がないというふうな解釈をするということなんですか。

○議長(清水敏夫君) 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 本来的に使ってみえる土地があるんでなかろうかということなんですよ。かつてポツダム宣言のときの政令で、町内会等で持っておったものは全て解散をして、町内会長なんかも公職追放されたようになったんですけども、ポツダム宣言のときは。そのときに財産等は全て整理をして市に持たせると、市町村に持たせるという政令が出たんですね。

ところが、それが現実的にはそのときに整理された旧町村もありますし、全然整理されずに旧の字とか組とか、あるいは総人持ちと言いまして、旧の村の名前で登記してあるものもあるといったような状況下でございまして、これを調べますと、現実的に使ってみえる、自治会で使ってみえる土地もある。まるっきり今、山等々では御存じない、市になつとるんやと思ってみえる山もあるということでございますので、こういったものは例えば旧町村でも、大きく八幡町とか、それから美並町、白鳥もありましたかね、その辺が多くあるんですけども、そういったものを確認しながら、今の段階では自治会では土地所有できませんので、地縁団体になられて、かつそれが共有地みたいな形で使ってみえるところか、あるいは神社等々の関係の駐車場みたいになってるところがあったりすれば、地縁団体としてそこへ譲渡するという手続をとりたいと。これを今までですと議会に報告しながら無償譲渡、無償譲渡という手続とるわけですが、これについては市のほうで粛々と進めさせていただきたいと。

ですから、今ほど言いました筆数は、本来は市有地に一遍登記を変えてまわなければならない。変えてまった後に現況を確認しながら、地区のものであれば地区へ戻してあげると、戻せるようにするというのが、今回の条例改正の目的でございますので、お願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） そのほか質問ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） 今の件に関連してですけど。そのことですけども、具体的なことを言いますけども、例えば昔、徳永の中に何人持ちという山がありますね。そのときに今実際、固定資産税というものが発生して市へ上がる。その現状、山というものが仲間でも重荷のような形になって、材もないし、ただ税金だけを払うという現実の中で、例えばそれを地縁団体へ所有権を移されるときには、減免措置ということで、税というものは全く課税されないのか、その辺のことを説明してください。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 地縁団体に基本的にまず名義がなった場合、このときには減免措置というものがございます。これは固定資産税等においては減免措置ということで、その団地から減免措置というのは申請があつて減免をするということでございます。

そこで収益事業とか、そういうものを行った場合は、これは課税対象になります。収益事業とい

うのは、森林で木材を売ったり、土地の売買をしたりということになると、これは課税対象になってくるということでございます。

それで今の御質問の中に、誰々ほか何十人持ちとか、30人持ちということになるんですけど、またその団体と地縁団体ということで、財産は持てると思うんですけど、そこには地縁団体が持った場合は維持管理ということがございますけど、その辺については地縁団体に簡単に移せるかということになると、また持っておられる方のこともございますので、その辺のことはその中でよく協議をしていただかなければならないと。ただ減免というのはございます。

○議長（清水敏夫君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第177号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第178号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この提案理由の中に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、これはほかのやつも出とるんですが、となっておって、説明を見ても、条文を見ても、新旧対照表を見ても、その中身はわかりません。それで、せっかくこういう理由があるんですから、自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るためのという内容が、この場合では、どういう意味を持つてるのか、どういう内容があるのかを説明をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 審査の中で御説明いただきましたのは、要するに地域主権一括法にのっとるということでの御説明でございました。いろんな要綱の中で、それぞれ一部改正ということで、中にいろいろと災害項目がふえたりと、いろんなことでの項目の移動ということでございますので、そのほか細かい点につきましては、担当部の方でお願いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 執行部お願いいたします。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 96条の4につきましては、市町村が行う土地改良事業の開始とか手続等をうたってる規定でございますけれども、このそのものは変わりませんが、96条の4の中に、新たに災害復旧の項目が入ってきたということですが、市の方としましては、災害復旧につきましては、既に別表でその辺のことはうたっておりますので、今回96条の4に災害復旧の関係が入ってきて、その枝がつかまりましたので、96条の4の第1項ということで、条項を変えさせていただくというものでございますし、それから113条の2の第2項につきましては、これにつきましては従来、土地改良事業に対しまして、工事の着手とか完了についての報告義務についてうたっておるものでございますけれども、従来は土地改良区、市町村等の工事の完了等は、都道府県知事が行うということになっておりましたけれども、今回、土地改良区はそのまま岐阜県知事が行うと。それから、市町村については、市町村が独自で公告することができるということで、二つに分かれたということで、今回113条の2の第3項ということに改めさせていただくというものでございます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 説明、今聞いて、ああ、そういうことであれするのかなということはわかるんですが、実質的には既にそういう市の条例も整備されとるということなんですね。上位の法が変わったもので、条項が入ってきてこうなるということなんですが、せっかくですのでこういう、今回幾つかあります。そういう点についての説明ないし、ちょっと資料が出ると、ああ、そういうことで変わったんかということがわかりますので、そういう点はぜひお願いしたいと思います。

あとまだ一つ、お聞きしたいことも出てきますので、そういった点での配慮を提案のときにお願ひしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 野田議員、今後配慮するということでよろしいですか。

○6番（野田龍雄君） はい。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） それでは、質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の御報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第178号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第179号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第179号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第180号 郡上市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 先ほどと同じようなことなんですけれども、これにも地域の自主性というように書いてありまして、そして説明を見ますと、かなり内容的に基準、処理施設に供する構造の基準が書いてあります。いろいろありますので、これらのことは、そういった点が基準として確保されなければならないということだと思んですが、これ来年の4月1日に施行する内容で、そういう点が既にそれは見越してあるのか。これからまだそういう点での手を入れる必要があるのか、ちょっとそのことをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） これにつきましても、いろいろと御説明いただく中で、一番の目的は運用の安定化というものを狙った基準を定めるものであるというような説明を伺っております。詳しいことにつきましては、担当部の方での説明をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 執行部の説明、環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） お答えいたします。

運用の御質問でございますが、本会議のときも少し触れましたように、これまでもこの基準につきましては、日本下水道協会の下水道施設の計画・設計指針というものがございます。これに基づいて運用してまいっておりますので、今後もこの基準で運用をしたいということで、法律に定めて

おるものを参酌して、法律の基準どおりに条例で定めさせていただいて、4月1日以降も同様の設計指針に基づきまして運用をしまいたいというものでございますので、お願いをいたします。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 本会議でもちょっと説明があったということですが、先ほども言ったように、そういった点について、国が決めると、上位法が変わると、それに従って機械的に変えていくという面は当然出てくるとは思いますけれども、地方議会では、それ何が変わったのか、なぜ変わったのかというようなことを、ある程度理解しながらやっていく必要があると思うんです。決して国のこういう方針で、ここにあるようなこういう推進を図るためということがありますから、決してそれに背くようなものではないと思いますけれども、議会はただ国が決めた、ああ、そうかということではなしに、こういう点でこうなったんだという説明が、今後はいただきたいなということで、先ほどお願いしたように、今後の検討というか、あるいはそういう配慮をお願いしたいというふうに思います。

○議長(清水敏夫君) 今後、事務局のほうも説明の際に、そういったところを配慮していただくということで、野田議員の質問を終わります。

そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第180号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第181号 郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) 1点お尋ねをします。技術管理者の資格、第2条の11に、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とありますが、前各号については、資料によ

り基礎教育を受けた者であるとか、技術士の資格を取得した者だということはわかるんですが、この同等以上の知識及び技能を有すると認められる者、誰がこれを認めるのかということについて、教えていただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） その点につきましては、委員会の質疑の中で問題となりませんでしたので、答弁につきましては担当部のほうでお願いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） お答えをいたします。

誰が認めるかということでございますが、条例でございますので、市長が認めるということになります。具体的な運用としまして、現在想定しておりますのが、一般財団法人の日本環境衛生センターというのがございます。ここでそれぞれの施設の運用に対しての講習、管理者講習というのがございまして、ここで試験も当然あるわけですが、ここで認定証が交付されたものについては、この11号に該当させて運用していこうというような、運用的にはそういう考え方を持っておりますが、今御質問の11号の認める者、認められる者ということを確認するのは、市長が行うということになります。お願いします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） そうしますと、採択いたしました議案第179号では、これは国のものをまた参考にしながらというようなことの条例だと思いますけれども、水道技術管理者の資格の6で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者とあります。今の部長の説明によると、市長が認めればということでありまして、その裏づけになるものが、国の法律に基づく、そうした講習会であるとか、いろいろなものの熟度の達した者だということですが、その辺のところ、(11)の各号に掲げる者という条項のところ、もう少し丁寧に表記する必要はないのでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） 法令のほうを参酌してということになりますので、法令のほうの書きぶりとしましては、ここに今条例で定めておる書きぶりになっております。今申しましたのは、現在は財団法人、ここの研修、管理者講習の機関が現在はございますけれども、法律で定められたものでございませぬので、そういう配慮から、法令には定められとらんということで、法令どおりの、条例はそういう定めをさせていただいたということございまして、以前、前段の法令につきましては、法令のほうにそういう機関の定めがございますので、法令を準則扱いとして定めさせていただいたというところで、今この点の御質問については、誰が認める者かということございまして

ので、そういう基準に基づいて認めていきたいということで、運用ということでお話をしたということでございますのでお願いいたします。

(「議長」と12番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) はい。12番 上田謙市君

○12番(上田謙市君) そうような基準に基づいて市長が認めるということでしたら、了解いたします。

○議長(清水敏夫君) そのほか質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第181号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第182号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第182号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第191号について(委員長報告・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程10、議案第191号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より報告いただき、質疑、討論、採決をいたします。

総務常任委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

12月6日開催の平成24年第6回郡上市議会定例会において審査を付託されました、その他1件について、12月14日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過につきましては主な内容を報告をいたします。

議案第191号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について。

市長公室長から、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者に株式会社郡上ネットを指定すること、指定期間は初めての指定であるため、平成25年4月1日から3年間とするものであるとの説明を受けました。

委員から、郡上市に施設使用料を納入する額についての質問があり、平成22年度から平成23年度の収支を参考にして、約5,000万円を納付していただき、基金に積み立てることを想定しているが、平成24年度の収支状況を確認した上でのことになるとの説明がありました。

また委員から、職員の派遣について組織上の位置づけはどのようになるのかとの質問があり、当初は職員の派遣を考えていたが、現在は、情報課に1名のケーブルテレビ担当と1名の広報担当を残す方向で検討しているとの説明がありました。

また委員から、INGに委託していた業務は、新会社で対応していくのかとの質問があり、INGは引き続き郡上トピックスなどの撮影等を行うが、今後は郡上ネットとの契約になるとの説明がありました。

また委員から、広報や災害関係などの業務は市が責任を持つ必要があるが、これらは委託になるのかとの質問があり、システムの管理運営を任せただけ以上は、市からの依頼に基づいて会社で体制をとってもらうことになる。行政として伝えるべき情報、災害時の情報については、協定の中で検討していくとの説明がありました。

また委員から、市内の業者も活用できるのかとの質問があり、市内の業者で対応できない業務も多くあるが、ケーブルの点検や敷設など市内の電気業者でできることは、円滑に取り組めるよう協議しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

平成24年12月21日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。

以上であります。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第191号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎陳情第2号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程11、陳情第2号 国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実に関する意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題といたしました案件は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より御報告いただき、質疑、討論、採決を行います。

それでは、産業建設常任委員長より報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) それでは、陳情第2号の御報告をさせていただきます。

12月6日開催の平成24年第6回郡上市議会定例会におきまして審査を付託されました陳情1件につきまして、12月17日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果につきまして御報告いたします。なお、経過につきましては主な内容を報告といたします。

陳情第2号 国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実に関する意見書の採択を求める陳情書。

建設部長から岐阜国道事務所八幡維持出張所の職員数等状況について、また議会事務局から県内他市の関係意見書の提出状況についての説明を受けました。

本陳情書は、さきの東日本大震災や、毎年の豪雨などにより全国各地で大きな被害が発生する中、国土交通省の各機関では復旧・復興に向けて全力で取り組み役割を發揮しているが、国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたら迅速な復旧は極めて困難であり、政府が急速に進めようとしている国の出先機関の原則廃止の見直しなどを求めた意見書の提出を求めるものであるが、陳情書の内容を精査し審査の結果、委員からは、理解できない内容ではないが、今後の地方分権に対する国の取り組みをよく見きわめる必要があるとの意見があり、本委員会として全会一致で継続審査とす

ることと決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告といたします。

平成24年12月21日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

以上です。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 委員長報告の最初の段落で、職員数のことと、それから関係意見書の提出状況についての説明がありました。これについての説明をお願いします。

それから最後のほうで、委員から、理解できない内容ではないが、今後の取り組みを見きわめる必要があるとの意見があつて、継続審査となっておりますので、この点についても、理由は取り組みを見きわめるということだったと思うんですが、この趣旨は、現在非常に大事な陳情であるというように私は受けとめております。それから、たしか委員会、本会議の中でも、そんなような話が出ておりまして、知事と市長側では多少の温度差があるというようなこともお聞きしましたが、余計にそういった点では、地域の声を出していくということは必要だと思いますので、その点についてどういふ、この辺の継続審査としたかという理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ただいま御質問いただきましたが、職員数につきましては、メモただけで大分違つとるかと思ひますけれども、正職員が4名、また事務の女性が日々雇用と申しますか、そういう形で1名、そして補助員2名、労務等との、今の現状の御報告をいただきました。

加えて各、この陳情書が出されております地域、議会の現状もお伺いしたところ、議会へかけ、委員会付託をされたというところがございません。ただ議長の配付で済んでるところ等々ございまして、郡上市議会だけがこうやって取り上げて審査をさせていただいたというような状況でもございます。

また、以前にもこの問題につきましては出てきておりまして、否決をしながら、郡上市議会としての、地方としての現状を訴えての意見書を出したという経過もございまして。そんな中で、今、政権も変わる中、いろいろと今後の状況を今見きわめる必要があるのではないかという意見に達しまして、継続審査という状況となりましたので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

(「継続やろ」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 継続ですね。

○6番(野田龍雄君) 継続についての意見なんですが。

○議長(清水敏夫君) 継続についての反対討論です。

○6番(野田龍雄君) 先ほども言いましたように本当に。

(発言する者あり)

○議長(清水敏夫君) 継続審査、賛否ではないので、その辺のところは御理解いただけませんか。

○6番(野田龍雄君) 今回、ぜひこれを採択してほしいということで、継続ではなしに、そういう意見ですが、それは出せないんですか。

○議長(清水敏夫君) 委員会付託したもんですから、委員会の提案があって報告がありましたので、それに対してのことですので、継続をするということですよ、しかもこの議案は。

○6番(野田龍雄君) そういうことになったので、そこで採択はできないのかという意見を出したいんですが。

○議長(清水敏夫君) それはこのことに通ずる討論にはならないと思うんですが。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 事務局、しっかり調べてもらいたいんですが、継続の際はあくまでも採決、否決かどっちかと思しますので、取り扱いに慎重な調べをお願いしたいと思います。

(発言する者あり)

○議長(清水敏夫君) 一応、済みません、申しわけないですが、委員会で継続審査というふうに全会一致で出ておって、今報告をいただいたんで、それを継続審査にするかしないかについての討論ということであればいいと思うんですが、これを、原案をどうのこうのということの討論はできないと思うんで、まずは継続審査をすることについて、反対であるかとか、賛成であるかとかということというふうに踏まえとるんですけど。

審議上の進行上、暫時休憩をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。10時55分、再開を予定いたします。よろしく願いいたします。

(午前10時45分)

○議長（清水敏夫君） それでは、会議を再開いたします。

（午前10時55分）

○議長（清水敏夫君） 議事進行上、不手際がございましたが、おわび申し上げたいと思います。

陳情2号につきましては、先ほど申しましたように、委員長の報告は閉会中の継続審査とするものであります。継続審査とすることについて討論を許可いたします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 御承知のとおり、政権交代が行われて、今後、新しい政権がどういう方向で進んでいくか。特に地方に対して、どういう姿勢を見せるかということで、非常に大事な時期ではないかというふうに、ひとつ思っております。

恐らく震災のときの国の出先機関が非常に力を発揮して頑張ったというようなことは、随分評価されておりますし、今後、この地域にとっても、今はそうでなくても、現状のこういう国道であるとか、そういうところの維持管理は大変になってきておるといってお聞きしておりますので、ぜひともこの要望、出先機関を何とかして確保し、それをできれば充実したいという願いを国へ出していく必要があるのではないかというふうに私は思っております。

それで、そういうことも含めて、継続審査というようにお出しになりましたけれども、できましたらばそういう願いを酌んで、例えば意見書を提出して、何とかそういう声を聞いてほしいという意見書を出すべきではないかというふうに私は思います。

そういった意味で、継続審査でもう少し様子を見るんだというだけではなしに、そういったアクション、一つの行動がとれないかなということを期待いたしまして、私は継続審査には反対であるということで申し上げたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 賛成の討論ございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 今、反対の討論がございましたが、継続審査することによって精査ができる。今、反対をしてしまうと、この案件についてはなくなるということであろうかと思っておりますので、委員会の結論は大変適正なものであるというふうに思っておりますので、継続審査することに賛成の討論といたします。

（「異議なし、賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は閉会中の継続審査とするものであります。

委員長の報告のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、陳情第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議発第14号について（委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 続きまして、日程12、議発第14号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、また各常任委員会から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付のとおり申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎報告第18号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程13、報告第18号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第18号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年12月21日提出、郡上市長 日置敏明。

専決第11号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年12月7日。

1、損害賠償による和解の内容でございます。平成24年9月19日午前9時20分ごろ、郡上市大和町万場地内柿ヶ洞浄水場取水堰付近において、公用車を林道脇に停車した際、変速レバーを誤って

ニュートラルに入れて下車したため、車両が動き出し、小屋に接触した。市は示談により損害を賠償する。

2、賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、18万円でございます。

続いて、専決第12号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年12月7日。

1、損害賠償による和解の内容、平成24年9月25日午後2時5分ごろ、郡上市八幡町城南町249番地先交差点において、公用車が左方向から直進してきた相手車と衝突した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、2万7,642円でございます。

大変申しわけございません。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で報告第18号を終わります。

◎議報告第12号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程14、議報告第12号 諸般の報告について。

議員派遣等報告を別紙の写しのとおり提出しましたので、お目通しいたご報告にかえます。

◎議報告第13号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程15、議報告第13号 中間報告について（総務常任委員会の中間報告）につきまして、総務常任委員会と自治会との意見交換報告書を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいたご報告にかえます。

◎議報告第14号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程16、議報告第14号 中間報告について。

議会運営委員会及び議会だより編集特別委員会の視察研修報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいたご報告にかえます。

ここで日程の追加をしたいと思います。

議発第15号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についてと、議発第16号 郡上市議会
会議規則の全部改正についての2件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議発第15号(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程17、議発第15号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長(池場康晴君)

議発第15号

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14
条の規定により提出する。

平成24年12月21日提出

提出者 郡上市議会議員 尾村 忠雄

賛成者 郡上市議会議員 兼山 悌孝

賛成者 郡上市議会議員 武藤 忠樹

郡上市議会議長 清水敏夫様

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めようとする。

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例

郡上市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会の名称」を「常任委員の所属、常任委員会の名称」に改め、同条
を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する日から施行する。

次のページにつきましては、新旧対照表ということでございますので、よろしくお願ひします。
以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 朗読が終わりましたので、提案者の説明を認めます。

14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ただいま追加上程されました郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

委員会条例につきましては、常任委員会、議会運営委員会の定数や任期、そして特別委員会の設置等に関する規定が定めておりますが、今回、地方自治法の一部改正により、委員会に関する規定が簡素化され、3点について条例に委任されたため、委員会条例に追加するものであります。

なお、施行期日につきましては、委員会条例の改正に関する部分の法律の施行が公布から6カ月以内となっているため、法律が施行される日から施行となり、総務省の見解では、3月1日をめどとしております。

以上、提案者の説明を申し上げましたが、議員各位には御賛同の上、承認いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第15号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第15号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第16号（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程18、議発第16号 郡上市議会会議規則の全部改正についてを議題といた

します。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第16号

郡上市議会会議規則の全部改正について

郡上市議会会議規則を地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年12月21日提出

提出者 郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

賛成者 郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

賛成者 郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議長 清水敏夫様

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため及び標準市議会会議規則に準ずるため、この規則を定めようとする。

郡上市議会会議規則

郡上市議会会議規則の全部を改正する。

目次

第1章 会議

第1節 総則（第1条—第13条）

第2節 議案及び動議（第14条—第19条）

第3節 議事日程（第20条—第24条）

第4節 選挙（第25条—第33条）

第5節 議事（第34条—第47条）

第6節 秘密会（第48条・第49条）

第7節 発言（第50条—第66条）

第8節 表決（第67条—第77条）

第9節 公聴会、参考人（第78条—第84条）

第10節 会議録（第85条—第89条）

第2章 委員会

第1節	総則（第90条—第94条）
第2節	審査（第95条—第111条）
第3節	秘密会（第112・第113条）
第4節	発言（第114条—第125条）
第5節	委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）
第6節	表決（第128条—第138条）
第3章	請願（第139条—第146条）
第4章	辞職及び資格の決定（第147条—第151条）
第5章	規律（第152条—第160条）
第6章	懲罰（第161条—第167条）
第7章	協議または調整を行うための場（第168条）
第8章	議員の派遣（第169条）
第9章	補則（第170条）

次のページからは、会議規則の一覧でございますけれども、第1条から第170条までの規則ということで、全部改正ということでございますので、条文のほうの朗読につきましては、省略をさせていただきますと思います。

なお、附則につきましては、公布の日から施行するというところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） それでは、ここで提案者の説明を求めます。

14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ただいま上程された議発第16号 郡上市議会会議規則の全部改正についての提案理由を申し上げます。

議会会議規則につきましては、本議会及び委員会の運営等に関する規則を定めた規則ですが、今回、地方自治法の一部が改正され、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致ができることとなり、会議規則に加える必要が生じてまいりました。

また、郡上市の会議規則は、町村議会の標準会議規則をモデルとしているため、議会運営方法等が他市とは違う部分もあることから、市議会の標準会議規則にあわせて、会議規則の全部改正を提案するものであります。

現在の会議規則は第123条までの規定ですが、改正後の会議規則は第170条までとなり、主に委員会に関する規定がふえております。

規則の改正により本会議の運営が若干変わってくる部分がありますが、新しい規則に基づいて運営をしていきたいと考えていますので、議員各位には御賛同いただき、承認いただきますようよろしく願いしまして、提案者の説明とします。よろしく願いします。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 長いもんで何なんですけれども、48条、秘密会について、先日ちょっと御質問をしたんですけれども、今だんだん公開ということが進められておるんですけれども、秘密会を開く議決があったときはということで、想定上、これ標準のものに出てるのでというお話でしたが、秘密会を開くことができると、秘密の保持も書いてあります。これはどういうようなときに開かれるのか、こういう必要性があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのでお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ただいま御質問のありました48条につきましては、先般、全協でも説明をしていただきました。説明につきましては、議会事務局長からよろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君） 秘密会につきましては、地方自治法の規定の中にもございまして、議長または議員3人以上の発議によりまして、出席議員の3分の2以上の多数で議決した場合は秘密会を開くことができるという規定がございまして、それに基づきまして、規則のほうでも定めるということでございますのでお願いしたいと思います。

内容等につきまして、いろいろ公開することが適当でないといったことがあると思いますが、具体的なことにつきましては、そのときの判断ということになるかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） そういう根拠の法があるわけですね、3分の2以上の同意ということで。それから、公開というようなことで、その下には公表しないということがここに上がっておりますので、その場その場ではなしに、秘密会については公表しないという決まりのようでございますので、そういうことだと思います。

もう一つ、委員長さんの説明で、主に委員会の規定が多いというように書いて説明があったんですが、これで見ると、第5節の委員長の互選と、あと委員会について大分ふえておるんでしょうか。これ説明でわからなかったんですが、お願いをします。

○議長（清水敏夫君） 議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君） 委員会につきましては、総則、審査、秘密会、発言、委員長及び副委員長の互選、表決と、1節から6節までの定めがございます。本会議のほう、第1章のほうは会議ということが書いてございますが、この会議といいますのは、本会議でのことを言ってるわけでございます。本会議と同じように、委員会の中の規定でも、例えば欠席の届け出の関係ですとか、そういったものは一覧が、本会議と同じような規定でございますけども、そういった規定が定められておるわけなんです。今までの郡上市の会議規則の中にはないものもございましたので、今回あわせて委員会の部分につきましても、標準にあわせて改正をするということで、その部分がふえてきておるということでございますので、お願いしたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第16号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第16号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成24年第6回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る12月6日開会以来、本日までの間、提案をいたしました諸議案につきまして、終始御熱心に御審議をいただき、議決を賜りました。まことにありがとうございました。

今回の議会を通じて、いろいろ議員各位からいただきました御意見や御提案等につきましては、今後の市政運営において十分踏まえてまいりたいと存じます。

これから寒さも強まり、年末年始にかけて、何かと多忙な時節を迎えますけれども、議員各位におかれましては、御健康に御留意の上、御活躍をくださいますように、そしてまたよき新年を迎えられますようお祈りを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 日置市長、ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（清水敏夫君） 平成24年第6回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る12月6日から本日まで16日間にわたり、条例規則10議案を初め、補正予算など市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議をいただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げます。

また、市長初め執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度を持って審議に御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第でございます。

議員各位並びに執行者各位におかれましては、年末年始を迎え、御多忙の毎日と思いますが、健康に留意をしていただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

本定例会、本日本日につきましては、若干不手際がありましたこと、おわびを申し上げながら、これをもちまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成24年第6回郡上市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午前11時23分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清水 敏 夫

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 野 田 龍 雄